

# 「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 プロポーザルの趣旨

観光分野における「食」は、誘客力や訴求力が期待できる重要な観光コンテンツであることから、本市では、古くから親しまれている「粉もの文化」の情報発信に取り組んでいます。

長野市を代表する粉ものといえば、「そば」や「おやき」が中心ですが、市内には数多くのラーメン店舗も点在しており、様々な種類のラーメンを楽しむことができることから、「ラーメン」は多くの市民に親しまれています。さらには、インバウンドからの人気も高く、外国人観光客の観光需要が急速に回復する今、地域外からの誘客のきっかけとなる食コンテンツとして期待されます。

そこで、長野市のラーメンやラーメン文化による魅力向上・誘客促進を図るため、「長野市といえばラーメン」といった都市ブランディングや、市内外への情報発信を行う業務について、公募型プロポーザル方式により選定した事業者へ委託します。

この募集要領は、委託する業務内容（『「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託仕様書』を参照）及び受託者を選定するための公募型プロポーザルの内容を定めたものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託

### (2) 内容

別紙『「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託仕様書』参照

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### (4) 事業費

500万円未満（取引に係る消費税及び消費税額及び地方消費税含む。）

## 3 応募の条件

### (1) 応募者の資格

次に掲げる要件をいずれも満たす者（二者以上によって結成される共同企業体方式による場合は全ての者）とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと

イ 暴力団対策法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと

ウ 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい能力を

備えていること

エ 本市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は本事業選定後入札参加資格者登録を行う者であること

オ 共同企業体により参加する場合において、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと

カ 応募時点で法人登記をしていない者が本事業を受託した場合には、契約後速やかに登記を行うこと

(2) 共同参加

業務には、複数の事業者等による共同参加ができるものとします。

この場合、別に定める「共同企業体協定書」を指定日までに提出してください。また、本業務に関する責任は、代表事業者が負うこととします。

参加要件は、「3(1) 応募者の資格」の項目の全てを満たしていることとし、同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこととします。

(3) 一企業一提案

一の応募者につき1件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めません。また、一の企業が複数の応募者への参加を通じて2件以上の応募提案をすることも認めません。

#### 4 本プロポーザルへの参加申込手続き

(1) 書類の入手

本プロポーザルの関係書類は、次のいずれかの方法で入手してください。

- ・長野市のホームページからダウンロード

URL : <https://www.city.nagano.nagano.jp/n143000/contents/p005697.html>

- ・長野市商工観光部観光振興課の窓口で配布

なお、上のいずれか方法によることが困難な場合には、「11 問合せ先」までご相談ください。

(2) 応募に関する質問

募集要領や仕様書の内容等に関する質疑は、以下の手順により受け付けます。

- ・受付期限：令和5年6月26日（月）午後5時まで
- ・提出方法：質問書（様式1-1又は1-2）を電子メールで「11 問合せ先」まで送付してください。なお、メール送信後に、到着確認のため「11 問合せ先」まで電話でご連絡をお願いします。
- ・回答方法：質問者及び参加資格者全員に対し、電子メールで回答します。
- ・回答日：回答の用意が整い次第随時回答しますが、全ての質問に令和5年6月28日（水）正午までに回答します。
- ・注意事項：
  - ・電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けません。
  - ・共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付けます。
  - ・質問内容に不明な点等がある場合は、質問者に電話等で確認します。

### (3) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を、電子メール又は郵送で提出してください。電子メールの場合は、到着確認のため「11 問合せ先」まで電話でご連絡をお願いします。郵送の場合は、本市への到達が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とします。

なお、参加申込書を提出した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとします。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。

- ・提出期限：令和5年6月30日（金）午後5時（必着）
- ・提出先：長野市商工観光部観光振興課（提出先等は「11 問合せ先」を参照）
- ・提出書類：
  - ア 参加申請書（様式2）
  - イ 事業者概要調書（様式3）
  - ウ 誓約書（様式4）※電子メールの場合は、押印したものをPDF化して送信してください。
  - エ 共同企業体協定書（様式5）※共同参加申請する場合に限りです
  - オ 定款（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
  - カ 登記簿又は履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
  - キ 市税の未納がないことを証明する書類（納税証明書）※市税の納付義務がない場合は不要です。
  - ク 法人においては、直近2期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（又はこれらに類する書類）
- ・参加資格の合否決定：令和5年7月5日（水）  
合否結果は電子メールで通知します。

## 5 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ア 企画提案書
- イ 見積書（様式6）

計画に要する経費については、主な項目の内容（概算）を明示してください。

なお、全体管理費は各業務に按分して計上してください。

### (2) 企画提案書の内容

次の内容を簡潔に分かりやすく記載した企画提案書を作成してください。

- ・本事業の目的、位置づけ
- ・業務内容及び実施方法に関する以下の提案
  - ア 市内のラーメン店舗調査
  - イ ラーメン文化動向調査
  - ウ アンケート調査

エ ながのラーメンストーリー作成

オ プロモーション・広報宣伝

- ・本事業の実施体制、スケジュール、関連実績

(3) 企画書の体裁

- ・様式は任意とし、ページ数は表紙・目次を除き 15 頁以内とします。
- ・各ページにはページ番号及び提案者名を記載してください。
- ・プレゼンテーションの説明時間が 10 分であるため、分量に御配慮願います。
- ・A 4 サイズで印刷されることを想定し、文字サイズ等に御配慮願います。

(4) 提出方法

- ・提出期限：令和 5 年 7 月 7 日（金）午後 5 時まで（必着）
- ・提出方法：電子メールで「11 問合せ先」まで提出してください。  
ただし、ファイル容量が 5MB を超える場合は、「長野市ファイルスペース」（ファイル転送サービス）を利用しますのでご連絡ください。
- ・ファイル形式：PDF
- ・注意事項：電子メール送信後は、到着確認のため「11 問合せ先」まで電話でご連絡をお願いします。

(5) 提出された企画提案書等の取り扱い

- ・提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。
- ・提出された全ての書類は返却しません。
- ・提出後の差し替え、追加及び削除はできません。
- ・提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。
- ・提出書類は原則として公表しません。ただし、長野市情報公開条例（平成 13 年 9 月 25 日条例第 30 号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではありません。
- ・提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において複製及び印刷することがあります。

## 6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

委託候補者の選定は、「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し行います。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された企画提案書及びプレゼンテーション（6 (5) 参照）の内容に基づき、総合的に評価し選定を行います。

評価基準は別表 1 を参照。

(3) 優先交渉権者の選定

企画提案書及びプレゼンテーション（6 (5) 参照）の内容を総合的に検討し、最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を、優先交渉権者とします。

なお、選定結果は、別途文書で速やかに通知します。

(4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とします。

また、選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けません。

(5) プレゼンテーションについて

日 時：令和5年7月19日（水）午前9時から

場 所：長野市役所内

参加人数：5名以内

方 法：対面形式

詳細については、別途参加者に通知します。

所要時間：提案者からの説明10分、選定委員による質疑10分

## 7 失格事項

- ・提出書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ・プレゼンテーションに不参加のとき（プレゼンテーションの開始時間から5分以上遅れた場合を含む）
- ・その他、選定委員会が不相当と認めるとき

## 8 委託契約についての留意点

(1) 仕様の協議、見積及び契約の締結

- ・優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行います。
- ・優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約交渉を行います。
- ・契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、市と受託者が協議の上決定することとします。
- ・契約手続は、長野市契約規則及び関係規程に定めるところによるものとします。
- ・市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとします。

(2) 委託料の支払い

- ・委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払います。

(3) 事業の実施により発生した収入の取扱い

- ・業務期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、都度、双方協議を行い、委託料を整理することとします。

(4) 知的財産権の取扱い

- ・委託業務の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である市に帰属します。

## 9 事業報告書等について

### (1) 事業終了後の報告

事業終了後、契約書等に基づき業務の成果に関する報告書等を提出してください。

### (2) 帳簿の整備について

会計関係帳簿類を整備し、当該委託事業に係る経費等を明確に区分してください。  
必要に応じて、事業実施中に検査を行います。

## 10 本プロポーザルの日程

質問提出期限：令和5年6月26日（月）午後5時（必着）

※質問者及び参加資格者全員に対し、原則として電子メールにより随時回答。

参加申込書提出期限：令和5年6月30日（金）午後5時（必着）

参加資格の合否決定：令和5年7月5日（水）

提案書提出期限：令和5年7月7日（金）午後5時（必着）

プレゼンテーション：令和5年7月19日（金）午前9時から

選定結果通知：選定後速やかに通知

契約締結：令和5年8月（予定）

## 11 提案書等の提出先、本件についての問合せ先

住所：〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地

部署：長野市商工観光部観光振興課（第二庁舎）

電話：026-224-8316（直通） FAX：026-224-5043

メール：kankou@city.nagano.lg.jp

別表1 企画提案項目一覧

項目	記載内容
1 基本方針	基本方針、心構え、企業倫理、企業理念等
2 業務経験及び業務実績	類似業務についての経験やノウハウ、取り組みや体制等
3 実施内容及び実施方法	実施内容（仕様書「4 業務内容」の業務）
4 実施体制	本業務の実施体制
5 実施の効果	本業務で見込まれる実施の効果
6 概算費用	見積書には、主な項目の内容（概算）を明示すること。なお、全体管理費は各業務に按分して計上すること。

別表2 提案内容の評価基準

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	2点
評価に値しない	0点

別表3 評価項目の配点

評価項目	配点
1 基本方針	25点
2 業務経験及び業務実績	25点
3 実施内容及び実施方法	125点
4 実施体制	25点
5 実施の効果	25点
6 概算費用	25点
合計	250点